

NPO 法人ドリームヴィレッジ
千葉ジェッツ公認
ドリームジェッツバスケットボールクラブ規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本クラブは、「特定非営利活動法人ドリームヴィレッジ」(以下本クラブ)と称する。

第2条 (事業名)

事業名は「ドリームジェッツバスケットボールアカデミー」(以下ドリームジェッツ)と称する。

第3条 (目的)

本クラブは、バスケットボールを通じてバスケットボールの普及及び技術水準の向上を図ることにより、会員の心身の健全な育成とスポーツへの正しい理解を深め、且つ、地域社会の豊かなスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

第2章 ドリームジェッツの会員資格、入会、休会、退会

第1条 (ドリームジェッツの会員資格)

ドリームジェッツの会員は、心身ともにバスケットボールをするのに適した者でなければならない。

第2条 (法定代理人の同意)

ドリームジェッツの会員になろうとするものは、親権者その他の法定代理人の同意を得なければならない。

第3条 (入会の手続き)

- 1) ドリームジェッツの会員となることを希望する者は、入会希望日の1週間前までに、所定の入会申込書に必要な事項を記載し、本クラブの事務局に提出するものとする。
- 2) 本クラブが入会申込書、その他本クラブの指定する書面を審査しその入会を承認したときに会員となるものとする。

第4条 (休会、退会)

- 1) ドリームジェッツの会員は本クラブに対し、所定の休会届け又は、退会届と月謝袋を提出することにより、ドリームジェッツを休会、退会することが出来る。
- 2) 休会、退会の効果は、本クラブに対し休会、退会届を提出した日の当月末日をもって生ずるものとする。
- 3) 各届用紙の提出がない場合、本クラブは月謝等の費用を請求することが出来る。

第5条 (除名等)

本クラブは、ドリームジェッツの会員が次号の一つにでも該当するときは、ドリームジェッツの会員資格を一時停止、または取り消すことが出来る。

- 1) 本クラブの運営を故意に妨害した場合。
- 2) ドリームジェッツの規約に定める規則を違反した場合。
- 3) 本クラブの名誉または信用を傷つけた場合。
- 4) 月謝等の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合。
- 5) 第2章第1条に定めるドリームジェッツの会員資格を欠いていることが判明した場合。

第6条 (ドリームジェッツの会員たる地位の譲渡禁止)

ドリームジェッツの会員は、その会員たる地位を譲渡することは出来ない。

第3章 指導及びドリームジェッツの会費の支払い等

第1条 (クラス編成)

ドリームジェッツの会員は、本クラブの指定するクラスに所属するものとする。

第2条（指導）

ドリームジェッツの会員は、その所属するクラスの指導日、指導時間に限り、そのクラスの指導者から指導を受けることができる。但し、本クラブが認めた場合は、その所属するクラス以外のクラスの指導を受けることができる。

第3条（会費）

会費は以下の通りである。

- 1) 入会金 5,000 円。（複数回参加する場合も同金額とする）
- 2) 年会費 1,000 円。
- 3) 月謝 5,000 円。（千葉敬愛スクールについては施設使用料としてプラス 1,000 円徴収する。）
- 4) 週 2 回練習に参加する場合は 8,000 円とする。
- 5) 週 3 回以上参加する場合、月謝は 10,000 円とする。
- 6) 途中入会の場合、初回月に限り、参加日数割りで月謝を算出する。

第4条（月謝等の納入）

ドリームジェッツの会員は、参加するクラスの前月の最終練習会日までに会費を指定口座に振り込むか、月謝袋による集金で担当指導員に支払うものとする。

第4章 免責事項等

第1条（練習中）

体育館施設内での事故、怪我その他一切についての責任を、クラブおよびその関係者は負わないものとする。

第2条（会場までの送迎、移動）

ドリームジェッツの会員を会場まで送迎する場合、親権者その他の保護者に義務があるものとする。本クラブでは、会員の移動中の事故には一切の責任を負いかねる。

第3条（保険）

事故、怪我その他に関しては、本クラブが加入している傷害保険でまかなえる範囲内のみとする。

第4条（肖像権の使用）

- 1) ドリームジェッツ内で撮影した写真は、本クラブが作成するホームページや千葉ジェッツ公式サイト内で掲載される場合がある。
- 2) 撮影、掲載されることを望まない場合は、事前に申し出る必要がある。

第5章 個人情報の保護

第1条（個人情報の取得・利用・提供）

本クラブは適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、利用目的の範囲内で適正に行う。また法令に定める場合を除き、個人情報を本人の同意を得ずに第三者に提供致しない。

第2条（個人情報の管理）

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいを防止するための、必要かつ適切な安全管理対策を講じる。

第3条（個人情報の安全管理体制）

個人情報の安全管理体制を実施するための、個人情報の適切な取り扱いを行う。

第4条（個人情報の開示、訂正、利用停止等）

個人情報に関して本人から開示、訂正、追加、削除、利用停止等を求められた場合は、法律に定められた非開示理由が認められない限り本人であることを確認した上で適切に対応する。